　　　年　　月　　日

覚　　書

○○○○○（以下「受託者」という。）と横浜市立大学（以下「委託者」という。）は委託者の実施する学生のキャリア教育プログラムの派遣に関して以下の通り、覚書を締結する。

１．受託者は委託者の長期休業中に委託者の派遣する学生をキャリア教育プログラムとして受託者の指定する組織で受け入れ、業務の指示、指導を行う。

２．委託者は、学生がキャリア教育プログラムを通じて知り得た受託者およびその顧客の情報を、キャリア教育プログラム期間中および終了後においても、第三者に漏らさない旨遵守させる。また、キャリア教育プログラム期間中に学生に対して受託者の就業規則を遵守させる。

３．委託者は、受託者の規定に従い、キャリア教育プログラム期間中の委託者の学生に対し、手当および交通費を支給することを妨げない。

４．受託者は、キャリア教育プログラム期間中に委託者の学生に事故あるいはキャリア教育プログラムを継続できない事由が発生したときは、すみやかに委託者に連絡を行い、協議を行う。

５．委託者は、キャリア教育プログラム期間中に学生を全国大学生活協同組合連合会生命共済保険（生協保険）、または学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入させ、研修中およびその往復途中に生じた事故により身体に傷害を被った場合に対応する。

６．委託者は、キャリア教育プログラム期間中に学生を生協保険（学生賠償責任保険）、または学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入させ、研修中およびその往復途中に他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりしたこと等その他学生の責に帰すべき事由により受託者が被る法律上の損害を補償する。

７．受託者と委託者は、常に情報交換を行い、委託者の学生のキャリア教育プログラム成功のために協力を行う。

８．本覚書は、２通作成し、受託者委託者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

９．本覚書に疑義または変更の必要が生じた場合には、受託者委託者両者の誠意を持って協議し決定する。また、本覚書に決まりのない事項についても必要の都度、同様に扱う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　 （住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （組織名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （代表者名）　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者　 横浜市金沢区瀬戸２２－２

横浜市立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学長　石川　義弘　　　　　　　　　 印